



平成 17 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ラ イ ン グ ガ ー デ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 沢 八 千 万
(コード番号 3317 JASDAQ)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 部 長 坂 本 明 好
(TEL 0285 30 - 4129)

新株式発行ならびに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 17 年 11 月 17 日開催の当社取締役会において、新株式発行ならびに当社株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 発 行 新 株 式 数 普通株式 150,000 株
- (2) 発 行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 17 年 11 月 28 日(月)から平成 17 年 11 月 30 日(水)までの間のいずれかの日(以下、「発行価額決定日」という。)に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組 入 れ ない 額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、岡三証券株式会社及び新光証券株式会社(以下、「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、発行価額決定日における株式会社ジャスダック証券取引所の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90～1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成 17 年 12 月 1 日(木)から平成 17 年 12 月 5 日(月)まで。
なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 17 年 11 月 29 日(火)から平成 17 年 12 月 1 日(木)までとなる。
- (7) 払 込 期 日 平成 17 年 12 月 6 日(火)から平成 17 年 12 月 8 日(木)までのいずれかの日。
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は平成 17 年 12 月 6 日(火)となる。
- (8) 配 当 起 算 日 平成 17 年 10 月 1 日(土)
- (9) 申 込 証 拠 金 一般募集における発行価格(募集価格)と同一金額とする。
- (10) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (11) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本公募による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行ならびに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資をおこなう際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 20,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案した上で売出価格決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券エスエムピーシー株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムピーシー株式会社が、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案し、当社株主より借受ける予定の当社株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

3. 第三者割当による新株式発行

(「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関連して行う第三者割当増資)

- (1) 発 行 新 株 式 数 普通株式 20,000 株
- (2) 発 行 価 額 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 申 込 期 間 平成17年12月29日(木)
- (5) 払 込 期 日 平成17年12月29日(木)
- (6) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 大和証券エスエムピーシー株式会社 20,000 株
- (7) 配 当 起 算 日 平成17年10月1日(土)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を取止める。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行及びオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行ならびに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資をおこなう際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出株式数及び第三者割当による発行新株式数について

今回の 150,000 株の公募による新株式発行(以下、「一般募集」という。)に当たり、20,000 株を上限とする当社株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、20,000 株を上限として、大和証券エスエムピーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、当社は平成 17 年 11 月 17 日(木)開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムピーシー株式会社を割当先とする当社普通株式 20,000 株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を平成 17 年 12 月 29 日(木)を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券エスエムピーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券エスエムピーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成 17 年 12 月 26 日(月)までの間、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社ジャスダック証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムピーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

そのため本件第三者割当増資における発行新株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行新株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 1,037,640 株 (平成 17 年 11 月 16 日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 150,000 株 |
| (3) 公募増資後発行済株式総数 | 1,187,640 株 |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数 | 20,000 株 |
| (5) 第三者割当増資後発行済株式総数 | 1,207,640 株 |

(注) 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後発行済株式総数は、前記 1. により変更する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 384,430 千円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限 51,324 千円と合わせて、全額を設備資金に充当する予定であります。

なお、当社の設備計画の内容は平成 17 年 10 月 31 日現在、次のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増 加客席数 (席)
		総額 (千円)	既支払 額 (千円)				
狭山店 (埼玉県狭山市)	店舗設備等	93,000	21,407	増資資金・自 己資金	平成 17 年 7 月	平成 17 年 11 月	94
川越東店 (埼玉県川越氏)	店舗設備等	88,000	3,254	増資資金・自 己資金	平成 17 年 11 月	平成 18 年 3 月	94
越谷東店 (埼玉県越谷市)	店舗設備等	96,000	2,515	増資資金・自 己資金	平成 17 年 12 月	平成 18 年 3 月	94

ご注意：この文書は、当社の新株式発行ならびに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資をおこなう際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

所沢店 (埼玉県所沢市)	店舗設備等	85,000	1,738	増資資金・自己資金	平成 18 年 1 月	平成 18 年 4 月	94
ひたちなか海浜公園店 (茨城県ひたちなか市)	店舗設備等	85,000	3,925	増資資金・自己資金	平成 18 年 2 月	平成 18 年 4 月	94
石岡店 (茨城県石岡市)	店舗設備等	86,000	-	増資資金・自己資金	平成 18 年 3 月	平成 18 年 5 月	94
合計		533,000	32,841	—	—	—	564

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 会社収益への影響

新規店舗開設のための資金に充当することにより、当社の一層の業績拡大を見込んでおります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様からお預かりした市場調達資金を投資活動に充当し、業績の向上を図るとともに、株主の皆様へ利益還元していくことを最重要政策のひとつと認識しております。長期にわたり株主の皆様へ安定して利益還元ができるよう、業績水準や内部留保を勘案のうえで、増配あるいは株式分割などの利益還元にも積極的に取り組んで参りたいと考えております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金に関しましては、当社はまだまだ成長途上にあり、これらの成長に向けた企業体質の強化を一層図るとともに積極的な新店投資やシステム投資等に役立てて参りたいと考えております。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

(単体)	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1 株当たり当期純損益	198.94	234.66 円	218.47 円
1 株当たり年間配当金 (うち 1 株当たり中間配当金)	5.00 円 (0.00 円)	40.00 円 (0.00 円)	30.00 円 (0.00 円)
実績配当性向	2.51%	17.05%	13.73%
株主資本利益率	15.4%	14.5%	15.6%
株主資本配当率	0.39%	2.91%	2.05%

(注) 1. 各決算期の 1 株当たり当期純損益については、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

2. 各決算期の実績配当性向は、当該決算期間の 1 株当たり年間配当金を当該決算期間の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

3. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であります。

4. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の配当金総額を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であります。

5. 平成 16 年 3 月期の 1 株当たり配当額には、株式公開記念配当 10 円が含まれております。

6. 平成 16 年 11 月 22 日付けで株式 1 株につき 1.2 株の株式分割を行っております。

5. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

ご注意：この文書は、当社の新株式発行ならびに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資をおこなう際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

時価発行公募増資	
発行株式数	180,000 株
発行総額	301 百万円
発行日	平成 16 年 3 月 16 日
発行価格	1,674 円

過去3決算期間の株価の推移

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
始 値	-	4,500 円	4,630 円	2,200 円
高 値	-	5,220 円	4,880 円 3,010 円	3,100 円
安 値	-	4,020 円	3,280 円 2,040 円	2,000 円
終 値	-	4,700 円	2,200 円	2,940 円

- (注)1. 株価については、平成 16 年 12 月 13 日より、ジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会の公表によるものです。当社は、平成 16 年 3 月 16 日をもって株式を同協会に登録いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 平成 16 年 11 月 22 日付けで株式 1 株につき 1.2 株の株式分割を行っております。
3. 印は、株式分割による権利落後の株価を示しております。
4. 平成 18 年 3 月期の株価については、平成 17 年 11 月 16 日現在で表示しています。

過去3決算期間の株価収益率及び株主資本利益率の推移

(単体)	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
株価収益率	—	20.0 倍	10.1 倍
株主資本利益率	15.4%	14.5%	15.6%

- (注)1. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。
2. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
3. 平成 16 年 11 月 22 日付けで株式 1 株につき 1.2 株の株式分割を行っております。
4. 平成 15 年 3 月期の株価収益率については、平成 15 年 3 月期末の株価について該当事項がないため、記載しておりません。

(4) その他

該当事項はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行ならびに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資をおこなう際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。